

防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件

平成 12 年 建設省告示 第 1443 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。)第 136 条の 10 第二号及び同条第三号イの規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を次のように定める。

防火上支障のない外壁及び屋根の構造は、次に掲げるものとする。

第一 **外壁**にあつては、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の外壁の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる材料で造られ、又は覆われているもの

一 **建築基準法施行令**(以下「令」という。)第 136 条の 9 第一号イに該当する開放的簡易建築物(以下「**特定開放的簡易建築物**」という。)で床面積が **150 m²以上**のもの**の外壁**

次に定める材料

イ、準不燃材料

ロ、ガラス繊維織物(繊維の径が 3.3 ミクロン以上で 4.05 ミクロン以下のものに限る。)に四ふつ化エチレン樹脂の含有率が 90%以上である樹脂を表面処理したもので、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

- (1)厚さが 0.5 mm 以上であること。
- (2)ガラス繊維織物の重量が 1 m²につき 150g 以上であること。
- (3)表面処理に係る樹脂の重量が 1 m²につき 400g 以上 1100g 以下であること。
- (4)通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。

二 床面積が **150 m²未満**の**特定開放的簡易建築物の外壁の延焼のおそれのある部分**

前号に定める材料

三 床面積が **150 m²未満**の**特定開放的簡易建築物の外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分**

次に定める材料

イ、難燃材料

ロ、第一号ロに定める材料

ハ、ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロブレンゴム、クロロスルホン化エチレンゴム、ふっ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふつ化エチレン樹脂を除く。)その他のこれらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの

- (1)日本工業規格 A1322(建築物薄物材料の難燃性試験方法)に規定する防災二級試験に合格するものであること。
- (2)通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。

ニ、ポリカーボネート板（日本工業規格 K6719（ポリカーボネート成形材料）及び日本工業規格 K6735（ポリカーボネート板）に適合するものに限る。）で、厚さが 8 mm 以下のもの

四 令第 136 条の 9 第一号ロからニまで及び第二号のいずれかに該当する簡易な構造の建築物又は建築物の部分の外壁で延焼のおそれのある部分

第一号に定める材料

五 令第 136 条の 9 第一号ロからニまでのいずれかに該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1500 m²を超えるもの又は同条第二号に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1000 m²を超えるものの外壁で延焼のおそれのある部分以外の部分

次に定める材料

イ、難燃材料

ロ、第一号ロに定める材料

ハ、地ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレンゴム、クロロスルホン化エチレンゴム、ふっ素樹脂（ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふつ化エチレン樹脂を除く。）その他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの

(1)厚さが 0.5 mm 以上であること。

(2)繊維織物の重量が 1 m²につき 100g（ガラス繊維織物にあつては 150g）以上であること。

(3)表面処理に係る樹脂の重量が 1 m²につき 400g 以上 1100g 以下であること。

(4)日本工業規格 A1322（建築物薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防災二級試験に合格するものであること。

(5)通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。

ニ、第三号ニに定める材料

六 令第 136 条の 9 第一号ロからニまでのいずれかに該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1500 m²以下のもの又は同条第二号に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1000 m²以下のものの外壁で延焼のおそれのある部分以外の部分

第三号に定める材料

第二 **屋根**にあつては、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の屋根の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造又は**建築基準法**（昭和 25 年法律第 201 号）**第 22 条第一項**に規定する構造

一 床面積が **150 m²以上**の特定開放的簡易建築物の屋根

第一第一号に掲げる材料で造るか、又はふいたもの

二 床面積が **150 m²未満**の特定開放的簡易建築物の屋根で**延焼のおそれのある部分**

前号に定めるもの

三 床面積が **150 m²未満**の特定開放的簡易建築物の屋根で延焼のおそれのある部分以外の部分

第一第三号に掲げる材料で造るか、又はふいたもの

四 **令第 136 条の 9 第一号ロからニまで及び第二号**のいずれかに該当する簡易な構造の建築物又は建築物の部分の屋根で**延焼のおそれのある部分**

第一号に定めるもの

五 **令第 136 条の 9 第一号ロからニまで**のいずれかに該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が **1500 m²を超えるもの**又は**同条第二号**に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が **1000 m²を超えるもの**の屋根で延焼のおそれのある部分以外の部分

第一第五号に掲げる材料で造るか、又はふいたもの

六 **令第 136 条の 9 第一号ロからニまで**のいずれかに該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が **1500 m²以下**のもの又は**同条第二号**に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面積が **1000 m²以下**のもの屋根で延焼のおそれのある部分以外の部分

第一第三号に掲げる材料で造るか、又はふいたもの

附則

1. この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
2. 平成 5 年建設省告示第 1428 号は、廃止する。